

内国郵便約款の変更認可

(諮問第1226号)

(公印・契印省略)

諮 問 第 1226 号

令和 4 年 5 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 川瀨 昇 殿

総務大臣 金子 恭之

諮 問 書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 衣川 和秀)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく内国郵便約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合している。

よって、同条第1項の認可をすることとしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

日本郵便株式会社からの内国郵便約款の変更認可申請については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「省令」という。）の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

1 特別あて所配達郵便の新設

項 目	審査 結果	理 由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	特別あて所配達郵便に係る郵便約款の変更内容は、郵便約款で定めることにより実施することができる特殊取扱（法第 44 条第 2 項）について、法及び省令により郵便約款で定めることとされている、あて名等の記載方（法第 16 条）、料金の支払の方法及び時期（法第 28 条第 1 項）、あて名変更（法第 34 条）、転送の例外（法第 35 条）その他の郵便の役務に関する提供条件（法第 68 条第 1 項）を明確に定めるものとなっており、当該特殊取扱を適正に実施するために必要な事項を定めていると認められることから、適当である。

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	特別あて所配達郵便について、引受け、配達、転送及び還付に係る特例を明確に定めるものとなっており、当該特殊取扱を適正に実施するために必要な事項を定めていると認められることから、適当である。なお、送達日数については特例を置くものではなく、現行の内国郵便約款第 85 条によることとしていることから、適当である。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	特別あて所配達郵便について、不適正な利用を排除する効果が認められる料金支払の方法として、「料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含みます。）としたものであること」を提供条件として、明確に定めるものとなっており、当該特殊取扱を適正に実施するために必要な事項を定めていると認められることから、適当である。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	特別あて所配達郵便について、料金返還事由として、「受取人の住所又は居所が詳細かつ明確に記載されている特別あて所配達郵便物を差出人に返還した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき」と明確に定めるものとなっており、当該特殊取扱を適正に実施するために必要な事項を定めていると認められることから、適当である。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の改正事項は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められることから、適当である。

次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ① 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） ② 実施予定期日 ③ 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 (省令第 28 条各号)	適	本申請は、新旧の対照が明示された郵便約款、実施予定期日及び変更を必要とする理由を記載した申請書が提出されている。
---	---	---

2 切手別納の上限額の設定

項 目	審査 結果	理 由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	切手別納の上限額の設定に係る郵便約款の変更内容は、郵便約款に別段の定めを置くことにより郵便切手による前払以外の料金支払の方法（現金等）によることを認めている法第 28 条第 1 項に基づき、別納料金の支払方法等に関する特例を明確に定めるものとなっており、切手別納の上限額の設定により業務の効率化を図り、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものと認められることから、適当である。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	一	今回の改正事項は、別納料金の支払方法を変更するものであり、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項については変更がない。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	別納料金の支払方法等に関する特例を明確に定めるものとなっており、切手別納の上限額の設定により業務の効率化を図り、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものと認められることから、適当である。
ニ その他会社の責任に関する事項	一	今回の改正事項は、会社の責任に関する事項について変更がない。

特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の改正事項は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められることから、適当である。
次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ① 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） ② 実施予定期日 ③ 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 (省令第 28 条各号)	適	本申請は、新旧の対照が明示された郵便約款、実施予定期日及び変更を必要とする理由を記載した申請書が提出されている。

3 新特急郵便の廃止

項 目	審査 結果	理 由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	新特急郵便の廃止に係る郵便約款の変更内容は、郵便約款で定めることにより実施することができる特殊取扱（法第 44 条第 2 項）の一つである新特急郵便について、廃止するために必要となる規定削除を明確に行うものとなっており、新特急郵便の廃止により収支の改善を図り、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものと認められることから、適当である。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	新特急郵便の廃止に係る郵便約款の変更内容は、新特急郵便に関して郵便約款で規定している引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する特例の規定削除を明確に行うものとなっており、新特急郵便の廃止により収支の改善を図り、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものと認められることから、適当である。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	一	新特急郵便については、左記に関する特例を置いておらず、今回の改正事項は、郵便に関する料金の収受に関する事項について変更がない。

ニ その他会社の責任に関する事項	一	新特急郵便については、左記に関する特例を置いておらず、今回の改正事項は、会社の責任に関する事項について変更がない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の改正事項は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められることから、適当である。
次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ① 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） ② 実施予定期日 ③ 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 (省令第 28 条各号)	適	本申請は、新旧の対照が明示された郵便約款、実施予定期日及び変更を必要とする理由を記載した申請書が提出されている。



2022-秘日経企第0006号
2022年4月26日

総務大臣
金子 恭之 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

衣川 和



郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2022年6月21日
- 3 変更を必要とする理由
お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正																																		
(料金の返還) 第 6 6 条 既に支払われた郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者からの請求があった場合に、これを返還します。 <table> <tr> <th>区 別</th><th>請求期間</th></tr> <tr> <td>1 ～ 4 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>5 あて名が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返還した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</td><td>その料金を支払った日から 1 年</td></tr> <tr> <td><u>6</u> 書留としない配達時間帯指定郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>7</u> 書留としない代金引換郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)におけるその郵便物の料金</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>8</u> 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>9</u> 郵便差出箱の私設を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>10</u> 第三種郵便物の承認をしない旨の通知をした場合における承認請求の際支払った料金の半額</td><td>(略)</td></tr> </table> 2 ～ 4 (略) (郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い) 第 7 5 条 階数が 3 以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等(郵便法施行規則(平成 1 5 年総務省令第 5 号)第 1 0 条の住宅等をいいます。以下同じとします。)の用に供する建築物(その建築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取ることができるその建築物の管理者の事務所又は受付(その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものの受取りを拒むものを除きます。))があるもの及び住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階にのみあるものを除きます。)内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、又は交付します。 (1) 法第 4 3 条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱が設置されている場合	区 別	請求期間	1 ～ 4 (略)	(略)	5 あて名が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返還した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から 1 年	<u>6</u> 書留としない配達時間帯指定郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	(略)	<u>7</u> 書留としない代金引換郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)におけるその郵便物の料金	(略)	<u>8</u> 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	(略)	<u>9</u> 郵便差出箱の私設を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金	(略)	<u>10</u> 第三種郵便物の承認をしない旨の通知をした場合における承認請求の際支払った料金の半額	(略)	(料金の返還) 第 6 6 条 既に支払われた郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者からの請求があった場合に、これを返還します。 <table> <tr> <th>区 別</th><th>請求期間</th></tr> <tr> <td>1 ～ 4 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>5 あて名が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返還した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</td><td>その料金を支払った日から 1 年</td></tr> <tr> <td><u>6 受取人の住所又は居所が詳細かつ明確に記載されている特別あて所配達郵便物を差出人に返還した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</u></td><td><u>その料金を支払った日から 1 年</u></td></tr> <tr> <td><u>7</u> 書留としない配達時間帯指定郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>8</u> 書留としない代金引換郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)におけるその郵便物の料金</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>9</u> 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>10</u> 郵便差出箱の私設を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>11</u> 第三種郵便物の承認をしない旨の通知をした場合における承認請求の際支払った料金の半額</td><td>(略)</td></tr> </table> 2 ～ 4 (略) (郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い) 第 7 5 条 階数が 3 以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等(郵便法施行規則(平成 1 5 年総務省令第 5 号)第 1 0 条の住宅等をいいます。以下同じとします。)の用に供する建築物(その建築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取ることができるその建築物の管理者の事務所又は受付(その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものの受取りを拒むものを除きます。))があるもの及び住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階にのみあるものを除きます。)内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、又は交付します。 (1) 法第 4 3 条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱が設置されている場合	区 別	請求期間	1 ～ 4 (略)	(略)	5 あて名が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返還した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から 1 年	<u>6 受取人の住所又は居所が詳細かつ明確に記載されている特別あて所配達郵便物を差出人に返還した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</u>	<u>その料金を支払った日から 1 年</u>	<u>7</u> 書留としない配達時間帯指定郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	(略)	<u>8</u> 書留としない代金引換郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)におけるその郵便物の料金	(略)	<u>9</u> 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	(略)	<u>10</u> 郵便差出箱の私設を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金	(略)	<u>11</u> 第三種郵便物の承認をしない旨の通知をした場合における承認請求の際支払った料金の半額	(略)
区 別	請求期間																																		
1 ～ 4 (略)	(略)																																		
5 あて名が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返還した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から 1 年																																		
<u>6</u> 書留としない配達時間帯指定郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	(略)																																		
<u>7</u> 書留としない代金引換郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)におけるその郵便物の料金	(略)																																		
<u>8</u> 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	(略)																																		
<u>9</u> 郵便差出箱の私設を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金	(略)																																		
<u>10</u> 第三種郵便物の承認をしない旨の通知をした場合における承認請求の際支払った料金の半額	(略)																																		
区 別	請求期間																																		
1 ～ 4 (略)	(略)																																		
5 あて名が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返還した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から 1 年																																		
<u>6 受取人の住所又は居所が詳細かつ明確に記載されている特別あて所配達郵便物を差出人に返還した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</u>	<u>その料金を支払った日から 1 年</u>																																		
<u>7</u> 書留としない配達時間帯指定郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	(略)																																		
<u>8</u> 書留としない代金引換郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)におけるその郵便物の料金	(略)																																		
<u>9</u> 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	(略)																																		
<u>10</u> 郵便差出箱の私設を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金	(略)																																		
<u>11</u> 第三種郵便物の承認をしない旨の通知をした場合における承認請求の際支払った料金の半額	(略)																																		

ア 次の郵便物は、その郵便受箱に配達します。ただし、容積が大きいため又は多数のため郵便受箱に配達することができないもの及び料金受取人払とするものその他の郵便物の配達を受ける者からの料金の支払を要するものについては、この限りではありません。

- (ア) 特殊取扱としないもの
- (イ) 特定記録郵便物（速達としたものを除きます。）
- (ウ) 年賀特別郵便物
- (エ) 配達日指定郵便物（書留又は代金引換としたものを除きます。）
- (オ) 特定期間引受配達地域指定郵便物

イ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

ア 次の郵便物は、その郵便受箱に配達します。ただし、容積が大きいため又は多数のため郵便受箱に配達することができないもの及び料金受取人払とするものその他の郵便物の配達を受ける者からの料金の支払を要するものについては、この限りではありません。

- (ア) 特殊取扱としないもの
- (イ) 特定記録郵便物（速達としたものを除きます。）
- (ウ) 年賀特別郵便物
- (エ) 配達日指定郵便物（書留又は代金引換としたものを除きます。）
- (オ) 特定期間引受配達地域指定郵便物

(カ) 特別あて所配達郵便物

イ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

第17節 特別あて所配達郵便

(特別あて所配達郵便の取扱い)

第156条の2 当社は、受取人の住所又は居所が記載され、かつ、受取人の氏名が記載されていない郵便物をその住所又は居所に居住する者があると認められる場合にその住所又は居所に配達する特別あて所配達郵便の取扱いをします。

2 郵便物に記載された受取人の住所又は居所に複数の住宅等がある場合は、差出人に返還します。

(特別あて所配達郵便とすることができる郵便物)

第156条の3 特別あて所配達郵便の取扱いは、次の条件を満たす第一種郵便物（料金表に規定する定形郵便物に限ります。）及び第二種郵便物につき、これをします。

(1) 第11条（あて名の記載方法）の規定にかかわらず、郵便物に受取人の住所又は居所を記載し（この場合における受取人の住所又は居所の記載方法については、同条の規定に準じます。）、かつ、受取人の氏名を記載しないものであること。

(2) 料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含みます。）としたものであること。

(3) 当社が別に定める差出方法及び表示に関する条件を満たすものであること。

2 特別あて所配達郵便とする郵便物（以下「特別あて所配達郵便物」といいます。）は、これを他の特殊取扱とすることができません。

(特別あて所配達郵便物の表示)

第156条の4 特別あて所配達郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(特別あて所配達郵便物のあて名変更の請求)

第156条の5 特別あて所配達郵便物については、あて名の変更を請求することができません。

(特別あて所配達郵便物の転送)

第156条の6 特別あて所配達郵便物については、第86条（郵便物の転送）に規定する転送をしません。

	<u>附 則（※※※※年※※月※※日 2022-※※※※第※※※※号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>第1条 この改正規定は、2022年6月21日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>第2条 この改正規定の実施前に特別あて所配達郵便の試験的取扱いに関する約款の規定に従って差し出された特別あて所配達郵便物は、この約款の相当の規定に従って差し出された特別あて所配達郵便物として取り扱います。</u>
--	--



2022-秘日経企第0006号の2
2022年4月26日

総務大臣

金子 恭之 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

衣川 和



郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2022年10月1日
- 3 変更を必要とする理由
郵便切手による別納料金の支払の上限額を設けることにより、業務の効率化を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
(別納料金の支払方法等) 第48条 料金別納とする郵便物（以下「別納郵便物」といいます。）の料金及び特殊取扱の料金は、差出しの際、料金額に相当する郵便切手又は現金等で支払っていただきます。 2～4 (略)	(別納料金の支払方法等) 第48条 料金別納とする郵便物（以下「別納郵便物」といいます。）の料金及び特殊取扱の料金は、差出しの際、料金額に相当する郵便切手又は現金等で支払っていただきます。<u>ただし、料金額が当社が別に定める額を超えるものであるときは、現金等で支払っていただきます。</u> 2～4 (略) <u>附 則（※※※※年※※月※※日 2022-※※※※第※※※※号）</u> <u>この改正規定は、2022年10月1日から実施します。</u>



2022-秘日経企第0006号の3
2022年4月26日

総務大臣

金子 恭之 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長

衣川 和孝

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2023年4月1日
- 3 変更を必要とする理由
新特急郵便を廃止することにより、収支の改善を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
(郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い) 第 7 5 条 階数が 3 以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等（郵便法施行規則（平成 1 5 年 総務省令第 5 号）第 1 0 条の住宅等をいいます。以下同じとします。）の用に供する建築物（その建築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取ることができるその建築物の管理者の事務所又は受付（その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものの受取りを拒むものを除きます。）があるもの及び住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階にのみあるものを除きます。）内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、又は交付します。 (1) 法第 4 3 条（高層建築物に係る郵便受箱の設置）の郵便受箱が設置されている場合 ア (略) イ アにより配達する郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。ただし、速達、新特急郵便又は配達時間帯指定郵便とする郵便物で書留又は代金引換としないものについては、受取人不在その他の事由によりその住宅等に配達することができなかつたときは、郵便受箱に配達します。 (2) (略) 2・3 (略) (郵便物の転送) 第 8 6 条 郵便物は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合において、その後の住所又は居所を当社が別に定めるところにより変更前の住所又は居所の郵便物の配達を受け持つ事業所に届け出ているときは、その届出の日から 1 年内に限り、これをその届出のあった住所又は居所に転送します。ただし、その表面の見やすい所に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を明瞭に記載した郵便物については、この限りではありません。 2 書留、交付記録郵便又は代金引換としない郵便物の配達を受けた者が受領後遅滞なくその郵便物に受取人の移転先を表示して差し出すときは、前項の届出がない場合でも、その郵便物に限り、これをその移転先に転送します。 3 前 2 項の規定により転送する郵便物が速達又は新特急郵便としたものであるときは、それぞれその取扱いにより転送します。<u>ただし、新特急郵便としたものでその取扱地域外に転送するものについては、速達の取扱いにより転送します。</u> (速達郵便物等の返還) 第 8 9 条 返還する郵便物が速達又は新特急郵便としたものであるときは、それぞれその取扱いにより返還します。<u>ただし、新特急郵便としたもので、その取扱地域外に返還するものについては、速達の取扱いにより返還します。</u> 第 3 節 新特急郵便	(郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い) 第 7 5 条 階数が 3 以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等（郵便法施行規則（平成 1 5 年 総務省令第 5 号）第 1 0 条の住宅等をいいます。以下同じとします。）の用に供する建築物（その建築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取ることができるその建築物の管理者の事務所又は受付（その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものの受取りを拒むものを除きます。）があるもの及び住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階にのみあるものを除きます。）内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、又は交付します。 (1) 法第 4 3 条（高層建築物に係る郵便受箱の設置）の郵便受箱が設置されている場合 ア (略) イ アにより配達する郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。ただし、速達又は配達時間帯指定郵便とする郵便物で書留又は代金引換としないものについては、受取人不在その他の事由によりその住宅等に配達することができなかつたときは、郵便受箱に配達します。 (2) (略) 2・3 (略) (郵便物の転送) 第 8 6 条 郵便物は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合において、その後の住所又は居所を当社が別に定めるところにより変更前の住所又は居所の郵便物の配達を受け持つ事業所に届け出ているときは、その届出の日から 1 年内に限り、これをその届出のあった住所又は居所に転送します。ただし、その表面の見やすい所に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を明瞭に記載した郵便物については、この限りではありません。 2 書留、交付記録郵便又は代金引換としない郵便物の配達を受けた者が受領後遅滞なくその郵便物に受取人の移転先を表示して差し出すときは、前項の届出がない場合でも、その郵便物に限り、これをその移転先に転送します。 3 前 2 項の規定により転送する郵便物が速達としたものであるときは、その取扱いにより転送します。 (速達郵便物の返還) 第 8 9 条 返還する郵便物が速達としたものであるときは、その取扱いにより返還します。 第 3 節 削除

<u>(新特急郵便の取扱い)</u> <u>第105条</u> 当社は、郵便物をその差出しのあった日の一定時刻までに配達する新特急郵便の取扱いをします。 <u>2 新特急郵便の取扱いは、次の条件を満たす第一種郵便物（郵便書簡を除きます。）につき、これをします。</u> <u>(1) 当社が別に定める地域（以下「新特急郵便取扱地域」といいます。）内のみにおいて引受け及び配達を行うものであること。</u> <u>(2) 次条（新特急郵便物の差出方法）第2項の事業所が指定した時刻までに差し出すものであること。</u> <u>(3) 当社が別に定める日以外の日に差し出すものであること。</u> <u>(4) 当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱としないものであること。</u> <u>(新特急郵便物の差出方法)</u> <u>第106条</u> 新特急郵便とする郵便物（以下「新特急郵便物」といいます。）は、新特急郵便取扱地域の集配事業所にあらかじめ利用の申出をした上、その事業所の派遣する郵便業務従事者に差し出していただきます。 <u>2 新特急郵便物は、前項の規定によるほか、同項の事業所及び当社が別に定める事業所に差し出すことができます。</u> <u>(新特急郵便物の差出しの届出)</u> <u>第107条</u> 新特急郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。 <u>(新特急郵便物の表示)</u> <u>第108条</u> 新特急郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。	
---	--

第105条から第108条まで 削除

附 則（※※※※年※※月※※日 2022-※※※※第※※※※号）

この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

内国郵便約款の変更認可について

総 務 省

第1 内国郵便約款の認可について

1 郵便約款

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項に基づき、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。）について郵便約款を定めなければならない。

※約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

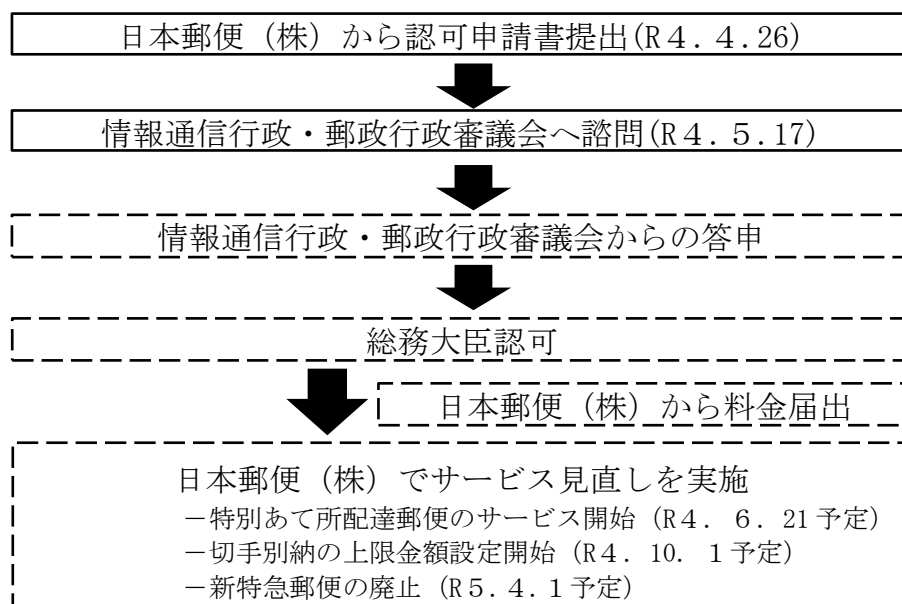
2 総務大臣の認可

会社は、法第68条第1項に基づき、郵便約款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

※ 書類の様式等利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務の提供条件や期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件といった軽微な事項については、法第68条第1項及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第29条に基づき、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。



第2 日本郵便株式会社からの申請内容

1 特別あて所配達郵便の新設

(1) 申請の概要

法第44条第2項において、会社は、郵便約款に定めるところにより、郵便物の特殊取扱を実施することができることが規定されている。

本申請は、郵便物の特殊取扱として、特別あて所配達郵便を新設するため、郵便約款の変更認可を申請するものである。

郵便約款への新たな記載内容の概略は以下のとおりである。

ア 特別あて所配達郵便の取扱い

会社は、受取人の住所又は居所が記載され、かつ、受取人の氏名が記載されていない郵便物をその住所又は居所に居住する者があると認められる場合にその住所又は居所に配達する特別あて所配達郵便の取扱いをする。

郵便物に記載された受取人の住所又は居所に複数の住宅等がある場合は、差出人に返還する。

イ 特別あて所配達郵便とすることができる郵便物

次の条件を満たす第一種郵便物（料金表に規定する定形郵便物に限る。）及び第二種郵便物

- ① 郵便物に受取人の住所又は居所を記載し、かつ、受取人の氏名を記載しないものであること。
- ② 料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含む。）としたものであること。
- ③ 会社が別に定める差出方法及び表示に関する条件を満たすものであること。

ウ 特別あて所配達郵便物の表示

特別あて所配達郵便物には、その旨を示す会社が別に定める表示をするものとする。

エ 特別あて所配達郵便物のあて名変更の請求

特別あて所配達郵便物については、あて名の変更を請求することができない。

オ 特別あて所配達郵便物の転送

特別あて所配達郵便物については、転送をしない。

（２）変更を必要とする理由

お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るため。

（３）実施予定期日

令和４年６月２１日

（４）補足

法第 68 条第 1 項及び郵便法施行規則第 29 条に基づき、「期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件」については、郵便約款の認可を要しない。

このため、会社は、令和 3 年 6 月 21 日から 1 年間に限定して特別あて所配達郵便の試験的提供を行っている。

特別あて所配達郵便の試験的提供において、会社は、取扱方法に関する検証を行うとともに、一定のニーズが顕在することを確認した。

試験的提供の期間が令和 4 年 6 月 20 日に終了となるが、特別あて所配達郵便の試験的提供を利用している顧客から継続利用の意向があり、シームレスに本格的提供に移行することで既存顧客に混乱が生じないようにするため、令和 4 年 6 月 21 日の郵便約款の変更実施を予定している。

<試験的提供における主な提供条件>

【】内の記述は本格的提供時に変更を予定している事項）

- ① 受取人の氏名が記載されていないこと。
- ② 定形郵便物又は通常葉書とすること。【往復葉書を追加予定】
- ③ 料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含む。）とすること。
- ④ 差出予定局に年間 1,000 通以上差し出す旨などを申し出た上で、その郵便局に内訳票を添えて、差し出すものであること。
- ⑤ 外装に次の表示をすること。
 - ア 「転送不要」の文字その他転送を要しない旨の文字
 - イ カスタマバーコード
 - ウ 差出人の氏名及び住所又は居所
 - エ 受取人の氏名を記載していない郵便物である旨の表示

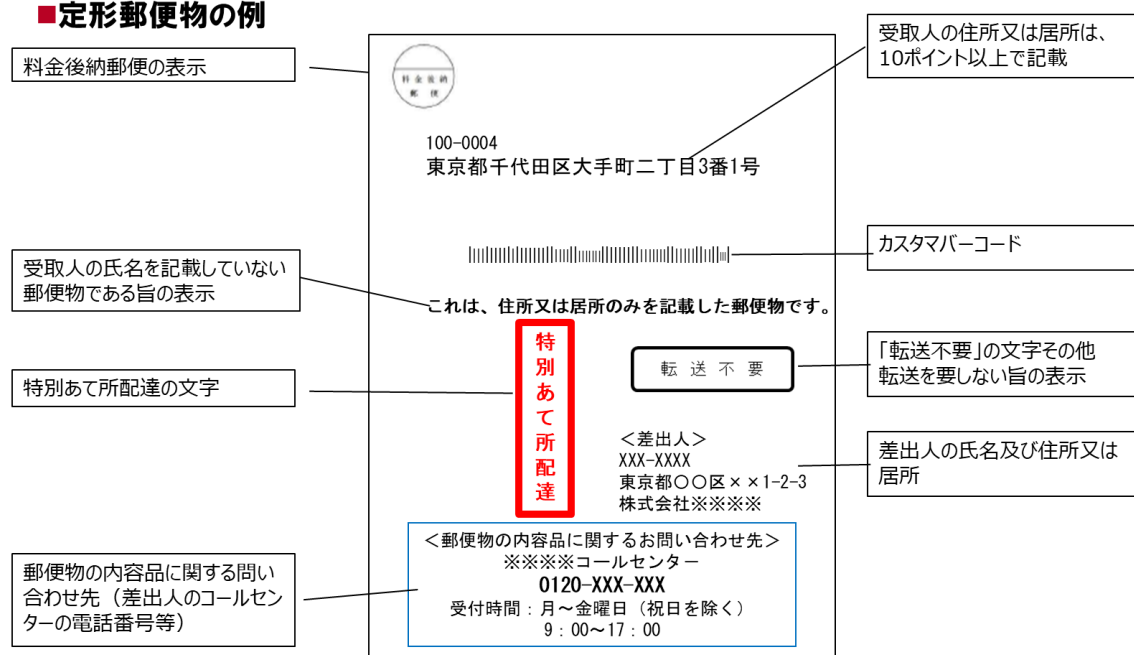
オ 郵便物の内容品に関する問い合わせ先（差出人のコールセンターの電話番号等）

カ 「特別あて所配達」の文字

- ⑥ 他の特殊取扱としないものであること。
- ⑦ 特別あて所配達郵便料は、200 円であること。
【150 円に変更予定】

＜試験的提供における特別あて所配達郵便物の表示＞

■定形郵便物の例



2 切手別納の上限額の設定

(1) 申請の概要

法第 28 条第 1 項において、郵便に関する料金は、郵便切手で前払をしなければならないこととされているが、同項において、郵便約款に別段の定めを置くことにより、郵便切手による前払以外の料金支払の方法（現金等）によることが認められている。

本申請は、現行の内国郵便約款第 48 条第 1 項において、差出しの際、料金額に相当する郵便切手又は現金等で支払うことを規定している「別納郵便物の料金及び特殊取扱の料金」（以下「別納料金」という。）について、会社が別に定める額（100 万円を予定）を超えるものであるときは、郵便切手ではなく現金等で支払うこととする特例を設ける（＝郵便切手による別納料金の支払の上限額を設定する）ため、郵便約款の変更認可を申請するものである。

郵便約款の変更の主な内容は以下のとおりである。

■内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分	
現 行	改 正
(別納料金の支払方法等) 第 4 8 条 料金別納とする郵便物（以下「別納郵便物」といいます。）の料金及び特殊取扱の料金は、差出しの際、料金額に相当する郵便切手又は現金等で支払っていただきます。	(別納料金の支払方法等) 第 4 8 条 料金別納とする郵便物（以下「別納郵便物」といいます。）の料金及び特殊取扱の料金は、差出しの際、料金額に相当する郵便切手又は現金等で支払っていただきます。 <u>ただし、料金額が当社が別に定める額を超えるものであるときは、現金等で支払っていただきます。</u>
2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)

(2) 変更を必要とする理由

郵便切手による別納料金の支払の上限額を設けることにより、業務の効率化を図るため。

(3) 実施予定期日

令和4年10月1日

(4) 補足

郵便切手による別納料金の支払（以下「切手別納」という。）を受けた場合、現金等による支払と比べて、郵便切手の料額の確認や消印等のため、郵便局側の手間が多く、大量の郵便物が差し出される場合は、収納処理に時間を要し、事務処理上、大きな負担となっている。

このため、広告郵便物及び区分郵便物については、平成19年に切手別納を廃止し、料金割引郵便物及び計器別納料金については、平成30年に郵便切手による支払を廃止した。

しかしながら、切手別納による郵便物の収納額は、依然として減少しておらず、収納処理に時間を要しており、収納処理上の負担が解消されていない。

(参考1) 切手別納郵便物の収納額（年度別・内国）

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
割引郵便物	31億円	33億円	22億円	—	—	—
基本料金	79億円	83億円	80億円	113億円	108億円	111億円
合計	110億円	115億円	102億円	113億円	108億円	111億円

このため、別納料金の支払方法について、郵便切手による支払に上限を設けることにより、業務の効率化を図ろうとするものである。

なお、1回の差出しに係る別納料金の郵便切手による支払について、上限を100万円とする予定。

(参考2) 別納料金の支払方法の変更内容

1回当たりの料金額	変更前の支払方法	変更後の支払方法
100万円超	・ 郵便切手 ・ 現金等	・ 現金等
100万円以下	・ 郵便切手 ・ 現金等	・ 郵便切手 ・ 現金等

3 新特急郵便の廃止

(1) 申請の概要

法第44条第2項において、会社は、郵便約款に定めるところにより、郵便物の特殊取扱を実施することができることが規定されている。

本申請は、郵便物の特殊取扱の一つとして、現行の内国郵便約款第105条等において規定されている「新特急郵便」を廃止するため、郵便約款の変更認可を申請するものである。

郵便約款の変更の主な内容は以下のとおりである。

■内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<u>(新特急郵便の取扱い)</u>	<u>第105条から第108条まで 削除</u>
<u>第105条 当社は、郵便物をその差出しのあった日の一定時刻までに配達する新特急郵便の取扱いをします。</u>	
<u>2 新特急郵便の取扱いは、次の条件を満たす第一種郵便物（郵便書簡を除きます。）につき、これをします。</u>	
<u>(1) 当社が別に定める地域（以下「新特急郵便取扱地域」といいます。）内のみにおいて引受け及び配達を行うものであること。</u>	
<u>(2) 次条（新特急郵便物の差出方法）第2項の事業所が指定した時刻までに差し出すものであること。</u>	
<u>(3) 当社が別に定める日以外の日に差し出すものであること。</u>	
<u>(4) 当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱としないも</u>	

<u>のであること。</u> <u>(新特急郵便物の差出方法)</u> <u>第106条 新特急郵便とする郵便物（以下「新特急郵便物」といいます。）は、新特急郵便取扱地域の集配事業所にあらかじめ利用の申出をした上、その事業所の派遣する郵便業務従事者に差し出していただきます。</u> <u>2 新特急郵便物は、前項の規定によるほか、同項の事業所及び当社が別に定める事業所に差し出すことができます。</u> <u>(新特急郵便物の差出しの届出)</u> <u>第107条 新特急郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。</u> <u>(新特急郵便物の表示)</u> <u>第108条 新特急郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。</u>	
--	--

(2) 変更を必要とする理由

新特急郵便を廃止することにより、収支の改善を図るため。

(3) 実施予定期日

令和5年4月1日

（４）補足

新特急郵便とは、郵便物をその差出しのあった日の一定時刻までに配達する特殊取扱である（概ね午前中に差し出された郵便物を当日午後５時頃までに配達）。平成９年から実施。

（参考）新特急郵便の概要

	項目	条件
①	取扱地域	次の地域内で引受け及び配達を行うもの ・ 札幌市（南区の一部を除く。） ・ 東京都 23 区 ・ 名古屋市 ・ 大阪市 ・ 福岡市（島しょを除き、引受けは中央区及び博多区に限る。）
②	対象郵便物	定形郵便物及び定形外郵便物
③	取扱日	月曜日～土曜日（日曜日・休日・１月２日・１月３日を除く。）
④	付加できる 特殊取扱	一般書留
⑤	料金	834 円（84 円＋750 円（新特急郵便料））
⑥	その他	利用に当たり事前に差出届を提出

取扱通数が 2016 年度と比べて約半数（▲48.6%）と減少傾向にあり、特定信書便事業者の参入もある中で今後の増加も見込めないこと、廃止した場合でも特定信書便事業者の利用等一定の代替手段があること等を踏まえ、収支が大幅な赤字になっている新特急郵便を廃止しようとするものである。

第3 審査結果

日本郵便株式会社からの内国郵便約款の変更認可申請については、法及び郵便法施行規則（以下「省令」という。）の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

1 特別あて所配達郵便の新設

項 目	審査 結果	理 由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	特別あて所配達郵便に係る郵便約款の変更内容は、郵便約款で定めることにより実施することができる特殊取扱（法第 44 条第 2 項）について、法及び省令により郵便約款で定めることとされている、あて名等の記載方（法第 16 条）、料金の支払の方法及び時期（法第 28 条第 1 項）、あて名変更（法第 34 条）、転送の例外（法第 35 条）その他の郵便の役務に関する提供条件（法第 68 条第 1 項）を明確に定めるものとなっており、当該特殊取扱を適正に実施するために必要な事項を定めていると認められることから、適当である。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	特別あて所配達郵便について、引受け、配達、転送及び還付に係る特例を明確に定めるものとなっており、当該特殊取扱を適正に実施するために必要な事項を定めていると認められることから、適当である。なお、送達日数については特例を置くものではなく、現行の内国郵便約款第 85 条に

		よることとしていることから、適当である。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	特別あて所配達郵便について、不適正な利用を排除する効果が認められる料金支払の方法として、「料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含みます。）としたものであること」を提供条件として、明確に定めるものとなっており、当該特殊取扱を適正に実施するために必要な事項を定めていると認められることから、適当である。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	特別あて所配達郵便について、料金返還事由として、「受取人の住所又は居所が詳細かつ明確に記載されている特別あて所配達郵便物を差出人に返還した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき」と明確に定めるものとなっており、当該特殊取扱を適正に実施するために必要な事項を定めていると認められることから、適当である。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の改正事項は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められることから、適当である。

次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ① 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） ② 実施予定期日 ③ 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 （省令第 28 条各号）	適	本申請は、新旧の対照が明示された郵便約款、実施予定期日及び変更を必要とする理由を記載した申請書が提出されている。
---	---	---

2 切手別納の上限額の設定

項 目	審査 結果	理 由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	切手別納の上限額の設定に係る郵便約款の変更内容は、郵便約款に別段の定めを置くことにより郵便切手による前払以外の料金支払の方法（現金等）によることを認めている法第 28 条第 1 項に基づき、別納料金の支払方法等に関する特例を明確に定めるものとなっており、切手別納の上限額の設定により業務の効率化を図り、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものと認められることから、適当である。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	－	今回の改正事項は、別納料金の支払方法を変更するものであり、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項については変更がない。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	別納料金の支払方法等に関する特例を明確に定めるものとなっており、切手別納の上限額の設定により業務の効率化を図り、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものと認められることから、適当である。
ニ その他会社の責任に関する事項	－	今回の改正事項は、会社の責任に関する事項について変更がない。

特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の改正事項は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められることから、適当である。
次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ① 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） ② 実施予定期日 ③ 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 (省令第 28 条各号)	適	本申請は、新旧の対照が明示された郵便約款、実施予定期日及び変更を必要とする理由を記載した申請書が提出されている。

3 新特急郵便の廃止

項 目	審査 結果	理 由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	新特急郵便の廃止に係る郵便約款の変更内容は、郵便約款で定めることにより実施することができる特殊取扱（法第 44 条第 2 項）の一つである新特急郵便について、廃止するために必要となる規定削除を明確に行うものとなっており、新特急郵便の廃止により収支の改善を図り、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものと認められることから、適当である。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	新特急郵便の廃止に係る郵便約款の変更内容は、新特急郵便に関して郵便約款で規定している引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する特例の規定削除を明確に行うものとなっており、新特急郵便の廃止により収支の改善を図り、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものと認められることから、適当である。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	一	新特急郵便については、左記に関する特例を置いておらず、今回の改正事項は、郵便に関する料金の収受に関する事項について変更がない。

ニ その他会社の責任に関する事項	一	新特急郵便については、左記に関する特例を置いておらず、今回の改正事項は、会社の責任に関する事項について変更がない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の改正事項は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められることから、適当である。
次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ① 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） ② 実施予定期日 ③ 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 (省令第 28 条各号)	適	本申請は、新旧の対照が明示された郵便約款、実施予定期日及び変更を必要とする理由を記載した申請書が提出されている。

参考資料

(参照条文)

○郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）（抄）

(包装の仕方及びあて名等の記載方)

第十六条 会社は、郵便約款で、郵便物の包装の仕方及びあて名その他郵便物の取扱上必要な事項の記載方を定めることができる。

(料金支払の方法及び時期)

第二十八条 郵便に関する料金は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に別段の定めのある場合を除いて、郵便切手で前払をしなければならない。

② 料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡については、これを郵便物として差し出したときに、料額印面に表された金額の限度において料金の支払があつたものとする。

(あて名変更及び取戻し)

第三十四条 郵便物の差出人は、当該郵便物の配達前又は交付前に限り、郵便約款の定めるところにより、あて名の変更又は取戻しを請求することができる。

(転送)

第三十五条 郵便物（郵便約款の定めるものを除く。）は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合においてその受取人から郵便約款の定めるところによりその後の住所又は居所を届け出ているときは、その届出の日から一年内に限り、これをその届出に係る住所又は居所に転送する。

(特殊取扱)

第四十四条 会社は、この節に定めるところによるほか、郵便約款の定めるところにより、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の郵便物の特殊取扱を実施する。

② 会社は、前項の規定によるほか、郵便約款の定めるところにより、郵便物の代金引換（差出人が指定した額の金銭と引換えに名あて人に交付し、その額に相当する金額を当該差出人に支払う取扱いをいう。第五十条第一項第二号及び第二項第四号において同じ。）その他の郵便物の特殊取扱を実施することができる。

③ 引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の取扱いは、書留とする郵便物につき、これをするものとする。

(郵便約款)

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めるところとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成 15 年政令第 83 号）（抄）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）（抄）

（郵便約款の認可申請）

第二十八条 会社は、法第六十八条第一項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）

二 実施予定期日

三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

（郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件）

第二十九条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 郵便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件

二 期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件